

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年7月10日（平成29年（行個）諮問第112号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行個）答申第61号）

事件名：本人の夫に係る公務災害関係書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

公務災害関係書類に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月31日付け特定記号第34号により特定国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

内容が全く把握できないため、不開示としている黒塗り部分を開示してください。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、「私（審査請求人）の夫である亡特定個人A（特定年月日生）の死亡につき特定税務署長に対し公務災害の認定の件につき貴庁が収集作成した一切の文書」に記録されている保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定した上で、別紙の2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、平成29年3月31日付け特定記号第34号により、法14条2号並びに7号柱書き及び同号二の不開示情報に該当するとして、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めたものである。

法2条2項は、当該法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう旨規定しており、本法における「個人情報」の範囲を生存する個人に関する情報に限っていると、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象となることとされている。

本件において、審査請求人の夫の死亡が公務災害と認定されたことにより、審査請求人に遺族年金受給権が生じていることから、本件対象保有個人情報は、妻である審査請求人の保有個人情報にも該当すると認められる。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法14条2号該当性

ア 法14条2号について

法14条2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報」であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を不開示情報と規定している。そして、「開示請求者以外の個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

ただし、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、当該不開示情報から除かれている（法14条2号ただし書、同号イ）。

また、開示請求者以外特定の個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、開示することとなる（法14条2号ハ）。

イ 本件不開示部分について

(ア) 本件不開示部分のうち、別紙の2において不開示とした理由を1とした部分については、審査請求人（開示請求者）以外特定の個人の職歴、既往歴、職員番号、人事管理上の記録、具体的な発言内容、職場・家庭環境における状況、休暇取得状況及び休暇取得理由、電話・窓口対応に関する具体的かつ詳細な情報等が記載されている。

当該部分は、審査請求人以外特定の個人を識別することができるものであり、開示することにより、当該個人が中傷や非難を受けるなど、審査請求人以外特定の個人の権利利益が損なわれるおそ

れがあるものと認められる。

(イ) また、当該部分における審査請求人の亡夫特定個人Aに関する情報は、配偶者であっても通常知ることのない職場情報であることから、法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しないと認められる。

(ウ) そして、当該部分に記載された情報には、一部、公務員の職務の遂行に係る情報に該当すると認められるものがあるが、これを開示することにより、当該個人が中傷や非難を受けるなど、審査請求人以外の特定の個人（公務員以外の個人を含む）の権利利益が損なわれるおそれがあると認められる。

(エ) したがって、当該部分は、法14条2号の不開示情報に該当すると認められることから、不開示とすることが相当である。

(2) 法14条7号柱書き該当性

ア 法14条7号柱書きについて

法14条7号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とする旨規定している。

イ 本件不開示部分について

本件不開示部分のうち、別紙の2において不開示とした理由を2とした部分については、災害補償事務において聴取を受け、資料を提出した職員（以下「申出人」という。）の氏名、所属、官職名、身分、立場、印影、筆跡、証言内容等が記載されている。

当該部分を開示することにより、申出人が特定され、または、他の情報と照合することにより申出人を特定することが可能となることから、申出人が中傷や非難を受けるおそれがあり、その結果、申出人が災害補償事務への協力をちゅうちょし、じ後の災害補償事務における自由な証言と資料の確保に支障を来すことにより、災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められることから、不開示とすることが相当である。

(3) 法14条7号二該当性

ア 法14条7号二について

法14条7号二は、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

イ 本件不開示部分について

本件不開示部分のうち、別紙の2において不開示とした理由を3

とした部分については、特定官職へ配置させる目的、人事配置上の検討事項等が記載されている。

当該部分を開示することにより、人事配置上の目的や検討事項が明らかとなり、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該部分は、法14条7号二の不開示情報に該当すると認められることから、不開示とすることが相当である。

4 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報のうち不開示とした部分は、法14条2号並びに7号柱書き及び同号二の不開示情報に該当すると認められるので、原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 平成30年4月25日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年5月10日 審議
- ⑥ 同年6月7日 審議
- ⑦ 同月14日 審議
- ⑧ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報（具体的には、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報）を特定した上で、本件不開示部分を法14条2号並びに7号柱書き及び二の不開示情報に該当するとして一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 不開示理由1に係る部分について（下記(2)に掲げる部分を除く。）

ア 別紙の3に掲げる部分について

当該部分のうち別紙の3番号1に掲げる部分には、特定個人Aの所

属名及び職名が、番号 2, 6 及び 7 に掲げる部分には、特定個人 A の既往歴に係る情報が、番号 4, 5 及び 8 ないし 14 に掲げる部分には、特定個人 A の休暇取得状況及び休暇取得理由に係る情報が記録されている。

特定個人 A の配偶者である審査請求人が公務災害申請に際し、特定税務署長に提出した陳述書等からすると、これらの情報は、審査請求人が知り得る情報であると認めるのが相当である。

以上のことから、当該部分に記録された保有個人情報、いずれも法 14 条 2 号ただし書イの慣行として審査請求人が知り得る情報に該当すると認められるので、開示すべきである。

イ その余の部分について

(ア) 公務員の経歴等に関する情報について

別紙の 2 の番号 9 ないし 13, 20 及び 77 の「1 について」の一部について、当審査会において見分したところ、特定個人 A の人事管理上の詳細な記録又は他の職員の経歴に関する情報が記録されていることが認められる。

当該不開示部分のうち、特定個人 A に係る情報は、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。また、他の職員に係る情報については、その氏名は明記されていないが、役職名が記載されており、所属部署名や所属時期が明らかになっている以上、他の情報と照合すれば当該職員を識別することが可能と認められるから、これについても、同号本文前段に規定する情報であると認められる。

諮問庁は、当該部分の法 14 条 2 号ただし書該当性について、配偶者であっても通常知ることのない職場情報であることから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないと説明する。確かに、特定個人 A に係る部分については、人事管理上の記録に係る具体的な情報であるため、特定個人 A に係る情報であったとしても、上記アの所属先部署や職名とは異なり、審査請求人が、特定個人 A から聞くなどして、慣行として知ることができたとまでは認め難く、その他の職員に係る部分については、審査請求人が知り得る情報と認めるに足りる事情は認められないから、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。そして、当該不開示部分については、個人識別部分が既に開示されていると認められることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分については、法 14 条 2 号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(イ) 医師の氏名等について

別紙の2の番号22ないし26（上記アに掲げる部分を除く。）に掲げる部分について、当審査会において見分したところ、検査医療機関名、医師名及びその印影が記録されていることが認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、当該医師は公務員ではないから、同号ただし書ハにも該当しない。

また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) その余の部分について

別紙の2の番号3, 4, 14, 18（上記アに掲げる部分を除く。）、47, 49ないし52, 54, 55, 57ないし60及び77の「2について」の一部並びに78ないし89に掲げる部分について、当審査会において見分したところ、公務員である特定個人A又は他の職員が公務員以外の個人（以下「特定個人B」という。）に対応した際の言動が記録されていることが認められる。

当該部分は、特定個人Bと特定個人A又は他の職員とのやり取りを記載したものであって、その内容からすると、特定個人A又は他の職員と特定個人Bの言動を区分することはできず、全体が特定個人A又は他の職員に係る保有個人情報であると同時に、特定個人Bに係る保有個人情報でもあるが、まずは、特定個人Bに係る保有個人情報として、以下検討する。

当該部分は、特定個人Bに係る法14条2号の審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該個人の氏名は記載されていないものの、これを開示すると、関係者等一定範囲の者には特定個人Bを特定することが可能であり、これら一定範囲の者に個人的な情報が知られることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、当該部分は、法14条2号本文後段に該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、特定個人Bは公務員ではないから、同号ただし書ハにも該当しない。また、開示請求書及び審査請求書の

記載によれば、同号ただし書口に関する主張はなく、その他同号ただし書口に該当すると認められる事情はない。

したがって、当該不開示部分については、特定個人A又は他の職員の保有個人情報として検討するまでもなく、法14条2号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(2) 不開示理由2に係る部分について

ア 別紙の3に掲げる部分について

別紙の3番号3に掲げる部分には、災害補償事務において、資料を提出した職員の名字、官職が記録されている。

諮問庁は、これを開示すると、当該職員が特定され、当該職員が中傷や非難を受けるおそれがあり、その結果、申出人が災害補償事務への協力をちゅうちょし、じ後の災害補償事務における自由な証言と資料の確保に支障を来すことにより、災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

しかしながら、当該職員の役職柄、作成し提出するのが当然と思われる資料に係る情報であることから、仮に当該部分を開示しても、申出人が災害補償事務への協力をちゅうちょし、じ後の災害補償事務における自由な証言と資料の確保に支障を来すことにより、災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法14条7号柱書きの不開示情報に該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分について

別紙の2において不開示とした理由を2とした部分（別紙の2の番号2, 6, 7, 8（上記アに掲げる部分を除く。）、15, 17, 19, 27ないし46, 48, 53, 56, 61ないし63, 90ないし96, 98及び100ないし102に掲げる部分）について、当審査会において見分したところ、災害補償事務において、聴取を受け、資料を提出した職員の氏名、所属、官職、印影、筆跡及び証言内容等が記録されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを開示すると、当該職員が特定され、または、他の情報と照合することにより当該職員を特定することが可能となることから、当該職員が中傷や非難を受けるおそれがあり、その結果、申出人が災害補償事務への協力をちゅうちょし、じ後の災害補償事務における自由な証言と資料の確保に支障を来すことにより、災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記第3の3（2）イの説明は否定し難い。

以上のことから、当該部分については、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示理由3について

別紙の2において不開示とした理由を3とした部分(別紙の2の番号97及び99に掲げる部分)について、当審査会において見分したところ、人事配置上の目的や位置付けが記録されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを開示すると人事配置上の目的や検討事項が明らかとなり、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記第3の3(3)イの説明は否定し難い。

以上のことから、当該部分については、法14条7号ニの不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに7号柱書き及びニに該当するとして不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分以外の部分は、同条2号並びに7号柱書き及びニに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

1 本件対象保有個人情報記録された文書

- 1～144枚目 特定国税局が公務災害の認定の可否判断をした書類及び資料
- 145～169枚目 人事院からの質問事項及びそれに対する回答
- 170～175枚目 公務災害の承認通知（国税庁と人事院との協議の結果）
- 176～180枚目 特定国税局における公務災害の認定決裁文書
- 181～231枚目 審査請求人から提出された文書等

2 本件不開示部分

番号	枚目	不開示とした部分	不開示理由
1	1	2の一部	1
2	2	口の一部	2
3	2	二の一部	1
4	3	二の一部	1
5	3	(2)の表の一部	1
6	4	5の一部	1, 2
7	8	3欄の一部	1, 2
8	10	目次の一部	2
9	11	「職員番号」欄, 「試験・資格」欄の一部, 「研修」欄, 「表彰」欄の一部, 「公務災害」欄, 「備考」欄	1
10	12	「年月日」欄, 「勤務記録事項」欄, 「発令者」欄	1
11	13	「年月日」欄, 「勤務記録事項」欄の一部, 「発令者」欄の一部	1
12	14	「年月日」欄の一部, 「勤務記録事項」欄の一部, 「発令者」欄の一部	1
13	15	「年月日」欄の一部, 「勤務記録事項」欄の一部, 「発令者」欄の一部	1
14	43	「勤務状況」欄の一部	1
15	44	「勤務状況」欄の一部	1, 2
16	45	「職務内容等」欄の一部, 「退庁時間」欄の一部, 「家庭環境等」欄の一部	1

番号	枚目	不開示とした部分	不開示理由
17	45	吹き出し	1, 2
18	46	「職務内容等」欄の一部, 「退庁時間」欄の一部, 「家庭環境等」欄の一部	1
19	46	吹き出し	1, 2
20	47	「職員番号」欄	1
21	69	(2)の表の一部	1
22	70	「所属」欄, 「性別」欄の一部, 「現指導区分」欄, 「○ 治療経過・検査所見など(検査報告書のコピー添付でも可)」欄の一部, 「【主治医として希望する勤務条件】」欄の一部, 「検査医療機関名」, 「医師名」欄の一部, 欄外上部の收受日付印の一部	1
23	71	「所属」欄, 「性別」欄の一部, 「現指導区分」欄, 「○ 病名」欄, 「○ 治療経過・検査所見など(検査報告書のコピー添付でも可)」欄, 「【主治医として希望する勤務条件】」欄の一部, 「検査医療機関名」, 「医師名」欄の一部, 欄外上部の收受日付印の一部	1
24	72	「所属」欄, 「性別」欄の一部, 「現指導区分」欄, 「○ 病名」欄, 「○ 治療経過・検査所見など(検査報告書のコピー添付でも可)」欄, 「【主治医として希望する勤務条件】」欄の一部, 「検査医療機関名」, 「医師名」欄の一部, 欄外上部の收受日付印の一部	1
25	73	「所属」欄, 「性別」欄の一部, 「現指導区分」欄, 「○ 病名」欄, 「○ 治療経過・検査所見など(検査報告書のコピー添付でも可)」欄, 「【主治医として希望する勤務条件】」欄の一部, 「検査医療機関名」, 「医師名」欄の一部, 欄外上部の收受日付印の一部	1
26	74	「所属」欄, 「現指導区分」欄, 「【主治医として希望する勤務条件】」欄の一部, 「検査医療機関名」, 「医師名」欄の一部	1
27	90	項目の一部, 本文の一部	1, 2
28	91	本文の一部	1, 2

番号	枚目	不開示とした部分	不開示理由
29	92	本文の一部	1, 2
30	93	作成者名, 項目, 本文	2
31	94	項目, 本文	2
32	95	項目, 本文	2
33	96	項目, 本文	2
34	97	項目, 本文	2
35	98	項目, 本文	2
36	99	右上日付の下部, 「職名」, 「氏名」, 「氏名」の下部, 項目, 本文	2
37	100	項目, 本文	2
38	101	右上日付の下部, 「職名」, 「氏名」, 「氏名」の下部, 項目, 本文	2
39	102	項目, 本文	2
40	103	右上日付の下部, 「職名」, 「氏名」, 「氏名」の下部, 項目, 本文	2
41	104	項目, 本文	2
42	105	右上日付の下部, 「職名」, 「氏名」, 「氏名」の下部, 項目, 本文	2
43	106	項目, 本文	2
44	107	右上日付の下部, 「職名」, 「氏名」, 「氏名」の下部, 項目, 本文	2
45	108	項目, 本文	2
46	109	表題の一部, 「職場での様子」欄	2
47	110	「相手方」「当方」「日時」欄の左部, 「相手方」欄の一部, 「日時」欄, 本文の一部	1
48	110	「所属・職名」欄, 「氏名」欄	2
49	111	本文	1
50	112	本文の一部	1
51	113	「日時」, 「当方」, 「概要」, 「要旨」の一部	1
52	114	「相手方」「当方」「日時」欄の左部, 「相手方」欄の一部, 「日時」欄, 本文の一部	1
53	114	「所属・職名」欄, 「氏名」欄, 「受話者」の印影	2
54	115	本文	1

番号	枚目	不開示とした部分	不開示理由
55	116	「相手方」「当方」「日時」欄の左部、「相手方」欄の一部、「日時」欄、本文	1
56	116	「所属・職名」欄、「氏名」欄、「受話者」の印影	2
57	117	本文	1
58	118	「相手方」「当方」「日時」欄の左部、「相手方」欄の一部、「日時」欄の一部、本文の一部	1
59	119	本文の一部	1
60	120	本文	1
61	121	「相手方」「当方」「日時」欄の左部、「相手方」欄、「所属・職名」欄、「氏名」欄、「日時」欄の一部	2
62	121	本文の一部	1, 2
63	122	本文	1, 2
64	132	押印欄の一部、「摘要」欄の一部	1
65	133	押印欄の一部、「摘要」欄の一部	1
66	134	押印欄の一部、「摘要」欄の一部	1
67	135	押印欄の一部、「摘要」欄の一部	1
68	136	「期間」欄の一部、「種別休憩区分」欄の一部、「残日数時間」欄の一部、「本人の印」欄の一部、「請求月日」欄の一部、「承認の可否」欄の一部、「決裁」欄の一部、「勤務時間管理員処理」欄の一部、「出勤簿等管理者処理」欄の一部、「備考」欄の一部	1
69	137	「期間」欄、「種別休憩区分」欄、「残日数時間」欄、「本人の印」欄、「請求月日」欄、「承認の可否」欄、「決裁」欄、「勤務時間管理員処理」欄、「出勤簿等管理者処理」欄、「備考」欄	1
70	138	「期間」欄、「種別休憩区分」欄、「期間の連続性の有無」欄、「理由」欄、「本人の印」欄、「請求（申出）月日」欄、「証明書類の有無」欄、「承認の可否」欄、「決裁」欄、「勤務時間管理員処理」欄、「出勤簿等管理者処理」欄、「備考」欄	1

番号	枚目	不開示とした部分	不開示理由
7 1	1 3 9	「連絡受理日時」欄の一部、「連絡方法」欄の一部、「種類」欄の一部、「期間」欄の一部、「休暇の事由」欄、「年次休暇残日数（病気休暇連続日数）」欄の一部、「休暇簿による請求日」欄の一部、「承認／不承認」欄、「出勤簿整理日」欄の一部	1
7 2	1 4 0	「連絡受理日時」欄の一部、「連絡方法」欄の一部、「種類」欄の一部、「期間」欄の一部、「休暇の事由」欄、「年次休暇残日数（病気休暇連続日数）」欄の一部、「休暇簿による請求日」欄の一部、「承認／不承認」欄、「出勤簿整理日」欄の一部	1
7 3	1 4 1	「期間」欄の一部、「種別休憩区分」欄の一部、「残日数時間」欄の一部、「本人の印」欄の一部、「請求月日」欄の一部、「承認の可否」欄の一部、「決裁」欄の一部、「勤務時間管理員処理」欄の一部、「出勤簿等管理者処理」欄の一部、「備考」欄の一部	1
7 4	1 4 2	「期間」欄、「種別休憩区分」欄、「残日数時間」欄、「理由」欄、「本人の印」欄、「請求（申出）月日」欄、「承認の可否」欄、「決裁」欄、「勤務時間管理員処理」欄、「出勤簿等管理者処理」欄、「備考」欄	1
7 5	1 4 3	「連絡受理日時」欄の一部、「連絡方法」欄の一部、「種類」欄の一部、「期間」欄の一部、「休暇の事由」欄、「年次休暇残日数（病気休暇連続日数）」欄の一部、「休暇簿による請求日」欄の一部、「承認／不承認」欄、「出勤簿整理日」欄の一部	1
7 6	1 4 4	「連絡受理日時」欄の一部、「連絡方法」欄の一部、「種類」欄の一部、「期間」欄の一部、「休暇の事由」欄、「年次休暇残日数（病気休暇連続日数）」欄の一部、「休暇簿による請求日」欄の一部、「承認／不承認」欄、「出勤簿整理日」欄の一部	1

番号	枚目	不開示とした部分	不開示理由
77	147	「1について」の一部, 「2について」の一部	1
78	149	「相手方」「当方」「日時」欄の左部, 「相手方」欄の一部, 「日時」欄, 本文の一部	1
79	150	本文の一部	1
80	151	「相手方」「当方」「日時」欄の左部, 「相手方」欄の一部, 「日時」欄, 本文の一部	1
81	152	本文の一部	1
82	153	本文	1
83	154	「相手方」「当方」「日時」欄の左部, 「相手方」欄の一部, 「日時」欄, 本文の一部	1
84	155	本文の一部	1
85	156	本文の一部	1
86	157	本文の一部	1
87	158	本文	1
88	159	「相手方」「当方」「日時」欄の左部, 「相手方」欄の一部, 「日時」欄, 本文の一部	1
89	160	本文	1
90	161	②の一部	2
91	162	「1 関係者からの聞き取り調査について」の一部	1, 2
92	163	本文の一部	2
93	164	「住所」, 「所属官職」, 「氏名」, 「生年月日」, 本文	2
94	165	本文	2
95	166	「住所」, 「所属官職」, 「氏名」, 「生年月日」, 本文	2
96	167	本文の一部	2
97	168	本文の一部	3
98	169	本文の一部	1, 2
99	172	ハの一部	3
100	173	口①の一部, 口②の一部	1, 2
101	174	口②の一部	1, 2
102	175	口②の一部, 口③の一部	1, 2

3 開示すべき部分

番号	枚目	開示すべき部分
1	1	1 3 行目ないし 2 5 行目（原処分で不開示とした部分全て）
2	3	（2）の表（原処分で不開示とした部分全て）
3	1 0	1 2 行目ないし 1 4 行目
4	4 5	「職務内容等」欄の一部，「退庁時間」欄の一部，「家庭環境等」欄の一部（不開示とした部分全て）
5	4 6	「職務内容等」欄の一部，「退庁時間」欄の一部，「家庭環境等」欄の一部のうち休暇に係る部分（不開示とした部分のうち休暇に係る部分）
6	6 9	（2）の表（不開示とした部分全て）
7	7 0 ないし 7 4	原処分で不開示とした部分のうち，「検査医療機関名」欄及び「医師名」欄以外の部分
8	1 3 2 ないし 1 3 5	押印欄の一部，「摘要」欄の一部（原処分で不開示とした部分全て）
9	1 3 6 及び 1 3 7	「期間」欄の一部，「種別休憩区分」欄の一部，「残日数時間」欄の一部，「本人の印」欄の一部，「請求月日」欄の一部，「承認の可否」欄の一部，「決裁」欄の一部，「勤務時間管理員処理」欄の一部，「出勤簿等管理者処理」欄の一部，「備考」欄の一部（原処分で不開示とした部分全て）
1 0	1 3 8	「期間」欄，「種別休憩区分」欄，「期間の連続性の有無」欄，「理由」欄，「本人の印」欄，「請求（申出）月日」欄，「証明書類の有無」欄，「承認の可否」欄，「決裁」欄，「勤務時間管理員処理」欄，「出勤簿等管理者処理」欄，「備考」欄（原処分で不開示とした部分全て）
1 1	1 3 9 及び 1 4 0	「連絡受理日時」欄の一部，「連絡方法」欄の一部，「種類」欄の一部，「期間」欄の一部，「休暇の事由」欄，「年次休暇残日数（病気休暇連続日数）」欄の一部，「休暇簿による請求日」欄の一部，「承認／不承認」欄，「出勤簿整理日」欄の一部（原処分で不開示とした部分全て）

番号	枚目	開示すべき部分
1 2	1 4 1	「期間」欄の一部，「種別休憩区分」欄の一部，「残日数時間」欄の一部，「本人の印」欄の一部，「請求月日」欄の一部，「承認の可否」欄の一部，「決裁」欄の一部，「勤務時間管理員処理」欄の一部，「出勤簿等管理者処理」欄の一部，「備考」欄の一部（原処分で不開示とした部分全て）
1 3	1 4 2	「期間」欄，「種別休憩区分」欄，「残日数時間」欄，「理由」欄，「本人の印」欄，「請求（申出）月日」欄，「承認の可否」欄，「決裁」欄，「勤務時間管理員処理」欄，「出勤簿等管理者処理」欄，「備考」欄（原処分で不開示とした部分全て）
1 4	1 4 3 ないし 1 4 4	「連絡受理日時」欄の一部，「連絡方法」欄の一部，「種類」欄の一部，「期間」欄の一部，「休暇の事由」欄，「年次休暇残日数（病気休暇連続日数）」欄の一部，「休暇簿による請求日」欄の一部，「承認／不承認」欄，「出勤簿整理日」欄の一部（原処分で不開示とした部分全て）